

鹿児島市宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域に係る
パブリックコメント手続の実施結果について

- 1. 意見の募集期間 令和6年7月20日（土）～同年8月30日（金）
- 2. 意見の提出者数（件数） 2名（3件）
- 3. 意見の対応状況

（単位：件）

項目 対応区分	1 規制区域について	2 その他				計
A. 意見の趣旨等を反映し、 計画案に盛り込むもの	0	0				0
B. 意見の趣旨等は、計画素案に 盛り込み済みのもの	0	0				0
C. 計画案には 盛り込まないもの	0	0				0
D. 具体的な事業の実施に あたり参考とするもの	0	0				0
E. その他要望・意見等	1	2				3
計	1	2	0	0	0	3

鹿兒島市宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の候補区域に係る
パブリックコメント手続で提出された「意見の対応状況」について（令和6年7月20日～同年8月30日実施）

意見等を受けた人数
2名

項目	件数
① 1 規制区域について	1
② 2 その他	2
	0
	0
	0
計	3

対応区分	件数
A. 意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	0
B. 意見の趣旨等は、計画素案に盛り込み済みのもの	0
C. 計画案には盛り込まないもの	0
D. 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	0
E. その他要望・意見等	3
計	3

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
1	①	鹿兒島市は「宅地造成等規制法」に基づき、令和7年4月1日から市全域を「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の指定区域図を規定します。と明記したほうが分かりやすいと思う。	ご意見として承ります。 HP等に記載する際に参考とさせていただきます。	E
2	②	1. 前提として訴えたいこと 令和3年7月初旬に起きた熱海災害はこれまで「届出制」だったという行政当局の甘さに起因します。これは、宅地開発関係者の間で広く知られていたことです。この反省を宅地造成の規制全般に水平展開してください。 2. 水平展開すべき規制の具体事項 (1) 林地開発や都計法開発行為に当たらない特定盛土行為では、都計法開発行為同様の面積相当の流域面積に対して調整池を義務付けること。 (2) 宅地開発の完了検査にあたって、現状は地盤の転圧状況の写真提出だけで良いが、今後は宅地造成盛土、特定盛土の何れにも、転圧状況写真の提出に替えて締めめの定量的な証拠提出を義務付けること。巻き出しは25cmとすること。 (3) 盛土内の間隙水圧対策を義務付けること。具体策は①、②を指す。 ①地中集水管排水管用宅地防災マニュアルどおりの間隔で入れさせること。 ②地震時の液状化を防ぐため、過剰な間隙水圧を消散させる工法を義務付けること。 3. 設計・施工技術者の資格強化 一定規模の盛土行為については当該技術に係る資格の保有、経験年数および関与工事に関する事故歴がないかまたはその事故に責任がないことの疎明書の提出 4. 切土盛土に通じる特殊要件への対応 平成28年以来、本件内では太陽光発電所の設計施工においてシラスの特性を踏まえず大規模な事故が報じられている。本質的な背景には鹿兒島県の「シラス地帯における土工設計施工指針と運用」（以下、指針）に背いたことが多くみられる。この事情に鑑み、指針を順守させること。一方、同等以上の性能を有することが立証できる工法については迅速かつ積極的にこれを許容すること。	ご意見として承ります。 盛土規制法改正に併せて鹿兒島市宅地開発技術指針の改訂を行い、同指針に基づいて指導してまいりたいと考えております。	E
3	②	鹿兒島市と隣接する市とまたがる「宅地造成等規制法」の取扱いについても記載したほうが良いと思う。	ご意見として承ります。 盛土規制法の運用に関しては、隣接市の規制区域を指定する鹿兒島県と連携をとりながら進めてまいります。	E